

議事日程第2号

令和2年9月7日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

1つ皆さんにお知らせがありますけど、私たち御嵩町議会では、令和2年6月の議会、第2回定例会でもコロナ禍の議会ということで、一般的なコロナ対策はしまして、一般質問も大項目1問、ふだんは大項目は制限なしですが、時間も60分のを30分にして行いました。この第3回定例会でもまだコロナ禍の中ということで、大項目は制限しない、その代わり時間を30分を目安に質問してくださいということの議員間同士の申合せがありますのでよろしくをお願いします。

それでは1人目、2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

おはようございます。

本日は、傍聴人の方、大変天候が不安定なところを多く集まりいただきましてありがとうございます。

また、九州で台風10号が大変大きな被害を与えているということですのでけれども、少しでも被害が少なくなるようお祈りを申し上げます。

では、さきに通告した一般質問通告書のとおり質問させていただきます。

今年6月頃から心配していただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の第2波が我が国に押し寄せてきています。私がこの原稿を書いている8月18日現在も、我が国の感染者数はほぼ毎日1,000人以上、岐阜県内でもほぼ毎日増加している状況です。そして我が御嵩町でも3人の方が増えて4人になりました。これ以上の感染者の増加を食い止めなければならないのはもちろんのこと、私たちは感染者の方やその御家族の方、近隣の方々に対して風評被害の防止に努めなくてはならないと強く思っている次第です。

また、新型コロナウイルス感染症に対しての医療機関関係者の御苦労には頭が下がる思いです。それと同時に、御嵩町職員の皆さんの日頃の公務に対して感謝を申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染のワクチンができない限り、また秋から冬にかけて温度と湿度が下がり、空気が乾燥していけばますます感染者が増加するのではないかと私自身、懸念しております。

そこで、今後の感染者数増大に対して、町の取り組むべき姿勢と取り組んでおられる体制についてお聞きしたいと思います。

1番、1について、小学校、放課後児童クラブを含みます、及び中学校で、万一新型コロナウイルスの感染者が出た場合、どのような対応を町はされますか。町長は常々、町としては対応することはほとんどないとおっしゃいましたが、岐阜県、具体的には保健所などとの連携はどのような体制を取られておりますでしょうか。発生した場合の町としてできる対応策は、具体的にどのようなものになるかお聞かせください。できれば時系列的に示していただけると大変分かりやすいと思います。

2項目め、1に関連して、現在、御嵩町役場の組織として取り組んでいる新型コロナウイルス感染症予防対策と今後の動向など、町独自で予防策を取り組まれることがあればお聞かせください。例えば、リモートワークや分散勤務など、可能なことはたくさんあると思います。多種多様な方策の中で、御嵩町はどのような予防策を取られるかお教えください。

3項目め、現在、新型コロナウイルスは多くの割合で無症状であると報道されています。どの程度、私たちの身の回りに新型コロナウイルスが足元に忍び寄っているのか分からない状況です。町民が安心して安全に過ごせるように、町独自で医療機関と連携してPCR検査を受けることができるようにするとか、その補助金を支給するなど、町の施策としてお考えはありますか。今では抗体検査なども感染状況の目安になってきています。新たな検査もこれから出てくることもあるかもしれません。その場合、町民への検査手数料の補助、または医療機関への補助及び協力を要請することは将来的にお考えがありますでしょうか。

以上、新型コロナウイルス感染症第2波に対しての予防策についてお聞きします。しかし、

新型コロナウイルスに関する状況は日に日に変化しています。今日現在で状況が急変している場合は御容赦ください。以上、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

3点について、まず1点目、教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

久々の一般質問の答弁者、第1人目ということで緊張しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関する福井議員の1番目の御質問、小・中学校で感染者が出た場合での対応についてお答えします。

初めに、現在、町内の小・中学校が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策についてお話しします。

各小・中学校は、文部科学省の通知や岐阜県教育委員会の学校再開ガイドライン等に沿って、できる限りの対応に努めているところでございます。具体的には、集団感染のリスクの高い3密の回避として、換気、分散、遠距離での発声に努めるとともに、手洗いやマスクの着用を徹底し、学校医や学校薬剤師と連携して校内の消毒を行っています。

また、生徒・児童及び教職員は、毎日健康チェックカードを記入し、体調の管理をしています。学校再開後もチェックリストによる確認を毎日行い、常に危機管理意識を持って対応しております。

さらに、学校や地域での差別や偏見をなくす取組も実施しています。そのおかげで今のところ、学校が原因での感染はゼロであります。

さて、議員御質問の感染者が出た場合の対応についてですが、感染者の報告パターンは2通りあります。1つは岐阜県の健康福祉部から自治体の首長、町長へ知らされる場合、もう一つは該当の保護者から学校や教育委員会を通じて知らされる場合です。

御嵩町で報道された感染者は、全てが前者で、後者は町外での感染者との濃厚接触者という場合のみです。感染者の報告について、大まかな流れや内容は当定例会の開会日に町長が述べられました挨拶の冒頭での事案紹介のとおりでございます。したがって、一般へは町へは年代と性別が知らされるのみであり、個人が特定されることはありませんので御承知おきください。

では、本題であります御嵩町教育委員会として、学校を中心にどのような対応をしていくのか、現時点で取り決めている事項をまとめ、時系列に沿って10項目について御説明させてい

たきます。

まず第1は、感染の前の段階で、児童・生徒や教職員が濃厚接触者になったことが報告された場合です。県の健康福祉部や家族から報告があれば、すぐに保健所や関係者から情報を収集し、県教育委員会に新型コロナウイルス感染症個別状況表により、主な症状と生活行動の状況を定形様式により報告します。

第2は、児童・生徒や教職員が陽性であると判明した場合です。すぐに関係各課との情報共有を行うとともに、感染者及び保護者に対して、学校において感染者が確認されたことを学校メールを使って配信することを伝え、理解を得ます。このメール情報の内容には、一般にも報道される可能性があることも確認します。報道される内容は、学校名や部活動の状況のみで、個人が特定される情報は含まれません。また、保健所と相談して、休校にすべきか、どの範囲まで休校にすべきかを指導していただきます。そして、学校メール第1報で感染者が確認されたこと、休校の場合は各自で自宅待機の指示をし、今後の動きについては、またメールで連絡することをお知らせいたします。

第3に、今後の動きを確認します。職員に感染判明後の動きを周知するとともに、外部からの電話等での問合せについての対応の確認をします。また、学校が休校となる場合は、休校中の児童・生徒への学習支援について対策をしていきます。

そして第4に、陽性者の2週間前からの行動歴の確認及び基礎情報を収集して、濃厚接触者の対象者リストを作成し保健所へ報告をします。学校メール第2報では、感染拡大予防のため保健所と情報共有し連携していること、PCR検査対象者には保健所から直接に連絡があること、人権やプライバシーに配慮し対応していることをお知らせします。

第5に、濃厚接触者の特定と連絡が行われます。学校が集めた濃厚接触者対象リストから保健所が濃厚接触者を特定し、保健所から対象者に対してPCR受診の連絡が行われます。

第6に、学校の消毒を実施します。文部科学省や県教育委員会の指導を踏まえ、保健所と消毒の範囲と消毒の仕方を相談し、決定の上、学校関係者による消毒を実施、今までの事例では、教室内、げた箱、部活道具など、児童・生徒がよく触るところを中心に行っているようです。また、学校メール第3報で、学校内の消毒が完了したこと、PCR検査が行われること、感染者・対象者に対する人権やプライバシー配慮への再度のお願いをお知らせします。

第7に、保健所によるPCR検査が実際に行われます。他自治体のさきの事例では、濃厚接触者を学校のグラウンドに時間差で招集し、ドライブスルー方式により実施しているとのことです。これにより、いわゆるクラスターの把握と封じ込めを展開していきます。

第8に、PCR検査の結果などを基に、学校の再開日を保健所と相談して決定していきます。学校メール第4報で、PCR検査の検査概要、学校再開の連絡と児童・生徒の体温チェックの

継続依頼をお知らせするとともに、感染者の方の人権を守っていただくことを再度依頼・通知しておきます。

そして第9に、学校再開の準備としまして、保健所や学校医と相談して学校での実際の衛生環境を再度整えてまいります。

最後に第10として、学校再開です。児童・生徒の健康面と心理面に配慮し、安心・安全に学校生活が送れるよう配慮しながら学校を再開していきます。

以上が御嵩町の対応の流れでございます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

2点目の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、福井議員の2つ目の御質問、役場庁舎内で取り組んでいる感染症対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナの感染拡大が報じられて以降、大勢の人が一堂に会する会議はほぼ開かれなくなり、延期もしくは中止、あるいはテレビ会議やウェブ会議、書面会議で対応してきましたが、ここ最近に来て、3密を回避する対策や検温、消毒など、十分な感染対策が施せる会議にあっては開催されつつある状況になってまいりました。

庁舎内においても、福祉課前の相談室の通信環境を整え、ウェブ会議専用スペースとして関係機関や業者等とウェブ上で会議や打合せをするなど、感染症対策を期に新たな会議形式も取り入れつつあります。

来庁された方への対応につきましては、議員も御覧になっているとおり、飛沫による感染防止のため、マスク着用の上、アクリル板を介しての対応とさせていただいたり、カウンターや打合せテーブル等の消毒を行うなど、感染症対策に努めているところであります。

また、窓口へ来られる外国人向けに県が作成した14か国語の感染症対策啓発チラシのうち、本町に在住者の多いベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、中国語と英語を加えた5か国語について、ロビーに設置してある電子掲示板や外国人対応の多い部署のカウンターに表示しており、残り9か国語についても臨機に対応できるよう、職員間でデータを共有しております。

このチラシのデータは、グリーンテクノや平芝工業団地など、外国人が多く働く企業様へもお送りし、感染症対策の啓発をお願いしております。

現在、庁舎内においては、密を回避するため、小まめに窓を開けて換気をするほか、分散勤務を実施しているところです。建設課、環境モデル都市推進室、亜炭鉱廃坑対策室は丸ごと北

庁舎3階へ移って事務を執っておりますし、財政係は第四会議室に事務室を移しております。税務課、環境整備係の職員にあっては、交代で北庁舎中会議室及び第三研修室で事務を執っている状況にあり、一部の部署を北庁舎等へ移したことにより、空いた机を他の課の職員が使用するなど、極力職員同士の間隔を開けるような体制を取っております。

職員や職員の周りで感染が確認されたり、あるいは感染が広がるような事態になれば、業務の停滞や住民サービスへの影響も懸念されることから、当面は現在の分散勤務体制を継続していくこととしていますし、感染拡大の状況によっては在宅勤務や時差勤務により感染リスクを回避することも検討しているところであります。

また、この分散勤務の体制が長期化することにより北庁舎の3階が使えないことを想定し、来年年明けに予定されている県知事選挙の開票事務や確定申告の会場を中公民館で行う準備も進めており、公民館の利用予定をされている方には大変御迷惑をおかけすることになるかもしれませんが、御理解を賜りたいと存じます。

以上のように、議員御質問の町独自の取組と言える感染予防策はなく、職員にはマスクの着用はもちろんのこと、検温を含む体調管理や小まめな手洗い、手指消毒の徹底をお願いした上で、常に3密を回避する行動を取ることや、風邪などの体調不良の場合は無理をせず休暇を取るとともに、場合によっては保健所の相談窓口で相談することを指示しております。

プライベートにおいても、感染者の多い地域への移動や多人数での会食を控えるなど、職員に限らず、一人一人が基本的な感染対策を徹底する以外にないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、福井議員への御答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

3点目の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、福井議員の3点目の質問にお答えをさせていただきます。

私への質問は、町独自で医療機関と連携してPCR検査を受けることや、その補助金を支給するなどの考えはあるかであります。

まず、行政検査について厚生労働省より文書が発出されておまして、その内容を紹介させていただきます。

感染症法上の指定感染症に指定されますと、その感染症の疑似症の発症者や濃厚接触者は、疫学調査のために行政による検査の対象となります。その際、検査を受ける方の費用負担は生

じません。

現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査または抗原検査でなければ感染症が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され、感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び本人に関する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長、または特別区長の判断で、感染症法に基づく入院勧告等を行うとしております。

したがって、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査及び抗原検査は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に加えて、本人に対する感染症の治療につなげる観点から行われているところであるとあります。PCR検査は、あくまでも蔓延防止と感染症の治療のために行われているということでございます。

福井議員の質問にあります、行政独自でPCR検査を実施している自治体の事例がありましたので、実施状況の紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、静岡県熱海市の事例でございます。

事業の趣旨は、不特定多数の来訪者などとの接客を伴う市内事業者の従業員の不安を解消するとともに、市外に向けて感染症予防対策の実施をPRするため、任意でのPCR検査に要する費用の一部を助成する取組であります。対象者は、1. 室内、それから車内等において観光客等と長時間接触する可能性が高い業務に従事する者。2番目として、観光客等のせき、くしゃみ等の飛沫、体液等に直接接触する可能性の高い業務に従事する者となっております。

PCR検査の受託医療機関は熱海市内の2つの病院で、PCR検査料は2万5,000円、そのうち自己負担が5,000円でありますので、残り2万円を助成するというものであります。助成は1人1回限りとなっております。

新潟県燕市の事例でございます。

県外との往来を伴う事業活動等を行う市内事業者に対し、唾液PCR検査に係る費用を補助することで感染者へのリスク管理を支援するものでございます。対象者は、事業活動として県外への出張、県外からの来訪者への対応を行っており、おおむね1年以上、市内で事業を営んでいる事業者です。

唾液PCR検査の検査機関は、燕市内の民間検査機関で、検査費用は1万4,850円、1検体につき8,000円の定額補助をしております。

岐阜県の事例です。

妊産婦の気持ちに寄り添った支援を実施し、安心して妊産期を過ごし、安定して育児に向かえることを目的として、妊婦の不安軽減を図るため、無症状の妊婦が本人の希望により分娩前に新型コロナウイルス検査を受けたい場合、その費用を医療機関へ助成するものでございます。

対象は、県内の医療機関で分娩する県内住所を有する妊婦で、分娩予定日のおおむね2週間前、36週以降になりますが、から出産までに実施した検査1回限りでございます。上限は2万円となっております。ちなみに、御嵩町の妊婦さんは、多治見市民病院が対象医療機関となっていることだそうでございます。

このように、任意PCR検査等を実施している自治体は、例えば地元の地場産業、観光業であったり、金属加工業であったりを守る意味合いで、対象者が限定的、それから妊婦の不安軽減を図るということで、それぞれ目的が明確で、対象者も極めて限定的に行われております。

任意でPCR検査を実施している自治体の事例を踏まえて、町の考えをまとめました。

PCR検査は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び本人に対する治療の観点から行うものであること。

PCR検査が陰性であっても、新型コロナウイルス感染症を完全に否定することはできないこと。

検査の結果は検査時点の結果であって、それ以降を保証するものではなく、不安を取り除くものではないこと。

まずは、国や県が感染拡大対策として行政検査を中心に検査体制の充実を検討するもの。

何より、日頃の感染予防対策が重要であり、まずしっかりと意識啓発と対策をお願いしていくことが今は必要であると考えること。

任意PCR検査事業を行っている自治体の事例を見ますと、先ほども申しましたが、目的が明確で対象者が限定的であること、本町の場合、受託医療機関の確保が困難であること。

以上の点から、福井議員の御提案については、現時点では考えておりません。

しかしながら、PCR検査の拡充が見込まれる中、町長が今定例会の初日の挨拶でも申しましたように、県のクラスター潰しは成果が出ていると確信しており、やみくもにPCR検査を増やせばいいというものでもなく、国や県の動向を見つつ、今後、通常のインフルエンザ感染拡大時期に支障が出るような場合には、何らかの策を講ずることもあるかと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

それでは、追加の質問をさせていただきます。

2番に対して、かなりの課が移動されたことで、来訪される町民の方が場所がしっかりよく

分からないと言われることがあるんですけども、それに対して、今どういう対応をされているかということをお聞きしたいのと、あと3番目の質問で、PCR検査、今、方針をお聞きしましたが、御嵩町でPCR検査をもし行うとしたら、今、全国で金額が別々なんですよね。一体幾らぐらいなのかという2点について質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

それではお答えさせていただきます。

今、福井議員御指摘のとおり、町民の方には大変御迷惑をかけておることは大変申し訳なく思っておるところであります。

ただ、移動しておる建設課であったり亜炭鉱廃坑対策室等、ある程度特定の来庁者の方が多いということで、そういった部署を北庁舎の方へ移しておるところも御理解いただきたいと思っておりますし、あと町民、迷っておられるような方がお見えになれば丁寧に御案内をさせていただいておるということでございますし、貼り紙等もさせて周知をしておりますので、若干不便をおかけするところはあるかもしれませんが御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

福井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、私答弁で申しましたように、現時点でやる考えはございませんが、もしやるとしたら幾らになるかという御質問でございますが、現時点でそこまでの考えはございません。

ただ、検査として費用的には2万円から3万円ぐらいというのが一般的に言われているところでございますので、おおむねその範囲の中になるかなあというふうに思っております。

また先ほど申しましたように、唾液PCR検査というやり方もございますので、その場合だとまた金額が安くなるということにもなりますので、ではございますが、現時点ではまだ考えはございませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告しましたサポカー補助金制度について質問をいたします。

サポカーとは、交通安全サポート車であり、衝突被害軽減ブレーキやペダルの踏み間違いによる急発進抑制装置などに代表されます先進の安全技術を搭載した車のことであります。特に高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、交通事故防止と被害の軽減を目的に開発された安全技術であります。

その背景には、交通事故の発生件数は全国的に減少しておりますけれども、75歳以上の高齢者の運転者の死亡事故は増加しているとのことです。75歳以上の高齢運転者の死亡事故のうち、最も多かった要因が、ハンドル操作のミスやペダルの踏み間違いなどの運転操作の誤りであります。このうち踏み間違いについては、75歳未満が0.6%に対し、75歳以上では13倍の7.8%であり、高齢者に対する免許の返納も進められておりますけれども、買物や病院への生活の足として車の欠かせない高齢者が多いのが現状であります。

そうしたことから、国では高齢者の事故防止抑制につなげることから、サポカー補助金制度に伴う予算を令和元年度の補正予算で創設されました。今回の補正予算1,100億円だということを聞いておりますけれども、それがなくなり次第、この補助制度が終了するとのことであります。その補助内容は、令和2年度中に65歳以上となる高齢ドライバーを対象として、衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違いによる急発進抑制装置の2つの装置の搭載では、区分、登録車、軽自動車、中古車等により4万円から10万円で、ペダルの踏み間違いによる急発進装置だけの搭載では、区分により2万円から6万円であります。設置に係る金額は装置価格と搭載に係る工賃が必要となることから、その補助率は約40%ということになります。

岐阜県内でも、ブレーキとアクセルの踏み間違いの死亡事故が発生していますし、可児署管内でもコンビニ店への衝突や喫茶店への衝突事故が新聞で報道されております。

そこで、次の2点に質問をいたします。

これを受け、可茂管内の市町村では、国の補助金に上乗せする独自の補助制度を設けられ、事故防止対策に取り組まれている市町村が多いと聞きます。その内容についてお聞かせをいただきたい。町では、サポカー補助金制度は現在想定されていない状況にありますけれども、交通事故防止につなげるためにも、町独自の補助制度の制定についての御見解をお伺いしたいと

思います。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

それでは、山田議員の御質問の町独自のサポカー補助金制度に対する見解につきましてお答えをさせていただきます。

昨年4月、東京都池袋において当時87歳の男性が運転する乗用車がブレーキとアクセルを踏み間違えて暴走し、多重事故を起こした反動で交差点内の横断歩道を横断していた母子2人が死亡、乗用車の運転手を含め10人が負傷するという痛ましい事故を覚えておみえの方は多いかと思えます。これ以降も、高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる事故は度々ニュースなどで報道されており、多くの方が高齢ドライバーによる事故が増加していると感じておられるのではないのでしょうか。

交通事故総合分析センターによりますと、ハンドル操作やペダルの踏み間違いなど、操作不適による事故の年齢層別の割合は75歳以上が最も多くなっていますが、これは10年前の比率から大きく変わっていないとのことであります。

しかし、2006年（平成18年）に約941万人であった65歳以上の四輪免許保有者は、10年後の2016年（平成28年）には約1,706万人と約2倍近くに増えており、高齢化が進むにつれ増加傾向は続くと見られることから、ペダルの踏み間違いによる事故件数の増加を懸念されております。

ペダルの踏み間違い事故は、年齢層を問わず、走行する道路上で多く発生していますが、65歳以上の方のペダルの踏み間違い事故は、駐車場など道路ではない場所で多く発生しており、これはペダルを踏み変える回数が多くなったり、加齢による視覚機能や注意力、集中力の低下、身体機能の低下などが複合的に重なることで運転操作に影響を与えることが要因と考えられています。何らかの危険を認知して回避行動を取る際に、慌てたり、パニックに陥ることで事故に発展しているおそれがあるとのことであります。

実際、どれぐらい事故が発生しているかということで、過去3年間、県内で発生したペダルの踏み間違いに起因する人身事故の状況を申し上げます。

平成29年は県内で53件発生し、うち高齢者によるものが22件、御嵩町ではゼロ件でしたが、可児市で4件発生し、うち2件は高齢者によるものです。

平成30年は県内で50件発生し、うち高齢者は28件、平成30年は御嵩町、可児市ともゼロ件でした。

令和元年は県内では 40 件発生し、うち高齢者は 21 件、御嵩町はゼロ件でしたが、可児市で 5 件発生しており、うち 3 件は高齢ドライバーによるものであります。

本年は 7 月末までに県内では 14 件、うち高齢者は 4 件、うち御嵩町で 2 件発生しており、1 件は高齢者によるものであります。可児市でも 1 件発生しており、これも高齢者によるものであります。

これらは人身事故の件数ですので、物損事故を含めればこの何倍もの数字になるかと思われれます。

このような状況を憂慮して、国は安全運転をサポートする車両の普及促進を図ることで、高齢者の操作不適による事故の抑制にもつながるよう、令和元年度補正予算で安全運転サポート車普及促進事業費補助金、いわゆるサポカー補助金を創設しました。補助金の内容は議員の御質問にあったとおりであり、お配りしている資料でも紹介させていただいております。

この国の補正予算事業を受け、岐阜県では、昨年の交通事故死者数の約 4 割が高齢運転者によるものである一方、免許証の自主返納率が全国で 44 位と極めて低位であることに鑑み、国の補助制度を後押しする形で、市町村が後づけで安全装置を設置したものに上乗せ補助をする場合は、その 2 分の 1、上限 5,000 円ですが、を補助する制度を創設することとし、市町村に補助制度の検討を促す文書を令和 2 年 1 月 29 日付で発出しました。ただし、国は対象者を 65 歳以上としています、県は 75 歳以上とされています。

県の補助制度創設を受け、本町においても制度化を検討しましたが、県補助も 1 年限りの制度であり、2 年目以降継続する場合は財源がなくなること、本年度は国の上乗せであり、ある程度インセンティブが働くと思いますが、次年度以降も継続する場合、補助額にもよりますが、町の補助のみで装着しようとする動機づけになるのか疑問であったこと、県が補助制度の通知を発出した時期には既に本町の当初予算が固まっていたことなどにより、結果的に制度化を見送ったところであります。

県内の状況を調べてみましたが、本年度は 42 市町村中 34 の自治体が後づけに対する補助制度を運用している状況にあります。対象年齢は県の要綱に倣い 75 歳以上、補助額は 1 万円としているところが多く、本年度限りとしているところと継続して運用されるところ、現時点では未定なところと、来年度以降につきましては様々な状況であります。

御質問の可茂管内の状況につきましては、美濃加茂市と加茂郡の 5 町村が今年度より後づけ装置に対する補助制度を設けておられ、対象年齢は、美濃加茂市は制限なし、富加町、七宗町、東白川村が 65 歳以上、川辺町、八百津町は 75 歳以上とされています。

補助金額も 1 万円から 4 万円とばらつきがありますし、来年度以降についても伺ったところ、継続を決めておられるところもあれば、継続したいが現段階では未定というところもございます。

した。

参考までに、県内で先進安全装置のついた自家用自動車の購入に対する補助を行っている自治体が7団体あることをホームページ上で確認しましたが、うち5団体が資料のとおり、美濃加茂市と加茂郡の4町村でありました。

安全運転サポート機能や自動運転機能は、IT、AI、IoTなど、先進技術の発達とともに進化しつつあります。特に、衝突軽減ブレーキやペダル踏み間違い制御など、人命に関わるような安全装置は各メーカーの車両に標準あるいはオプション装備が可能であり、年齢を問わず普及しつつある状況にあると言えます。

本町といたしましては、今後ますます高齢ドライバーが増加していく状況を踏まえ、高齢者の操作不適による事故の未然防止を図る対策の一つとして、安全装置の設置は有効なものとの認識は持っております。したがって、県内、管内の取組状況を参考にしつつ、補助対象年齢や補助額等々を含め、後づけ装置に対する補助金の制度化について検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

須田部長のほうからは資料を作ってくださいましたんですけども、これを見ますと、今年の4月から制定された市町村が多いということで、半年ぐらいたっているわけなんですけれども、実際の申請件数みたいなやつが、半年たって自分もお金を払わなきゃならない分がありますので、そんなにならないような気がするんですけども、その辺のところがかればちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（高山由行君）

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

お答えします。

県内の市町村はちょっと状況は把握していませんが、管内の市町村に少しお伺いしましたところ、1件ないし3件くらいの申請はあるということは伺っております。以上でございます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

実は、昨年11月に御嵩町は交通死亡事故ゼロ1,000日を達成し、表彰を受けたわけでありますがけれども、こうした今の補助制度を創設することによって少しでも死亡事故の抑制につながってくるのではないかということも思いますので、前向きな御検討をお願いしたいと思いません。

以上で質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

引き続き、3人目、6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

（仮称）岐阜県可児御嵩太陽光発電所について。

議長の許可を得られましたので、さきに提出しました通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に、新型コロナに連日、日々奮闘をされている医療従事者の方々に心から敬意を表します。

本題に入ります。

（仮称）岐阜県可児御嵩太陽光発電所及び（仮称）古城山ソーラー事業と言われている大規模な太陽光発電の計画があります。場所は可児市兼山字古城山の一带です。全体敷地は約21.7ヘクタールで、事業用地は19.9ヘクタール、県下では最大級の規模であります。

可児市では、兼山地区の本町、常盤町、城山団地を含みますが、自治会と、それから御嵩町では山田地区、洞地区自治会が建設に反対をしております。山田地区はいち早く反対団体を設立して、令和元年7月に自治会会員に太陽光発電所の事業建設に反対署名を募りました。全体の99%の方が建設に反対署名をされたそうです。

この太陽光発電所が建設されますと、古城山の麓に洞地区の民家が存在し、この先いろいろな心配などがあるため、令和元年、自治会長が中心となり8月に署名活動をされたようです。しかし、一般町民の皆様には、どんな組織がどんな目的で、今後どのような被害が想定されるかは分かりません。住民は生活環境に不安を抱えています。

洞自治会の中には、山田地区と違い賛成者が一部おられるということです。

山田地区は、町長に令和元年8月16日に山田地区より住民代表者5名の連名で、可児市兼山字古城山地区内に16町歩の広大な太陽光発電所事業に反対する嘆願書を提出されています。

山田自治会住民は、旧兼山町時代から古城山一帯の開発計画を幾度も自治会に示されており、学園都市構想、住宅団地構想、最近においては太陽光発電構想が示されてまいりました。全ての開発計画には賛成同意がなく、自治会を挙げて反対意思を貫いてまいりました。住民の生活を守る恵まれた自然環境の中で生きていくことを第1に考え、今まで生活をしてまいりました。

今回、開発計画地は、古城山一帯、16町歩の山林、一部農地は山田自治会が自然環境と生活を守り抜いた最後のとりでであると思います。

令和元年9月20日に洞自治会長以下5名の洞地区住民代表として、町長に対し可児市兼山字古城山地区内ほか20ヘクタールと広大なる太陽光発電所事業計画に反対する嘆願書を提出されています。

現在、あるA社が可児市兼山字古城山に20ヘクタールという可児・御嵩地区では最大規模の太陽光発電施設を計画しております。

太陽光発電は、化石燃料を使う火力発電の代用エネルギーとなるもので、私たちは太陽光発電そのものが再生エネルギーの重要な一つとは考えております。しかし、今回のケースははるかに想像を絶する森林を大幅に伐採するもので、山の保水力がなくなり、洞地区に土砂崩れや風水害が起きる危険性がかなり高まります。2010年、2011年の豪雨水害のときのつらい思いはもうしたくありません。また、発電所施設に設置されるパネルによって、里山の影響や排水された雨水が洞地区の姫川へ流れ込むことによる水質変化及び農作業への影響、そして生態系の影響も大きいと考えられます。

本計画は、いろいろな面で住民の暮らしや命を脅かすものです。先代より受け継いできたこの豊かな自然環境を守り続けていくためにも、私たち洞地区の住民は大規模太陽光発電所施設の計画に反対していきます。

以上が山田地区、洞地区の嘆願書であります。

山田地区と洞地区から町長に嘆願書が提出された後に、開発業者より山田地区、洞地区にお住まいの皆様へ説明会の案内文書が各世帯に投函されました。可児市古城山太陽光発電所に関わる説明会の開催は下記のとおりで、日時、令和元年9月22日日曜日と29日日曜日、両日も13時30分から15時30分、場所は伏見公民館3階大ホール、出席者は令和元年9月22日、洞地区9名、山田地区ゼロ、それから1週間後の9月29日日曜日、洞地区5名、山田地区ゼロであったようで、地域性が出ております。

この大規模太陽光発電所計画は、可児市兼山字古城山の近隣、裾野に山田地区、洞地区があり、可児市兼山地区は本町、常盤町、城山団地を含みますが、この自治会が建設の住民団体を発足しております。

令和元年 12 月に可児市役所へ代表者が反対署名名簿を添え、可児市長に陳情書を提出されました。その後、山田地区、洞地区に兼山代表者が加わり、県へ建設反対の陳情に行くことを決められました。

令和 2 年 1 月 8 日、小原県議の紹介の下、県庁と可茂県事務所の 2 か所へ、県庁では県林政部、部長以下 5 名と、可茂県事務所では可茂農林事務所所長、副所長に面会をいたしました。3 団体代表者と町建設部長、農林課長、農林係長、そのほかに地元議員として私と福井議員が同行いたしました。

3 団体の代表者は、それぞれに嘆願書を手渡しされ、個々に現状報告を述べられました。我々も反対の意思を述べてまいりました。

その後、業者からの動きはありませんでしたが、令和 2 年 7 月に比衣水利組合役員 6 名ですが、業者が説明会を開催しております。その中の役員から建設反対者に、この 8 月から工事が始まるという情報があり、相談を受け、福井議員とともに農林課で真偽を確かめました。

後日、比衣水利組合長宅を福井議員と訪問しました。その場に副組合長も同席をされておりました。我々は、安易に組合印を書類に押さないようお願いをしました。比衣水利組合は、総会を開催して組合員の同意を得られなければ書類などに組合印を押さないと約束をしてくれました。

令和 2 年 8 月 18 日午後 7 時、洞公民館にて、洞地区反対者の集會に私と福井議員がお邪魔をしました。その席で、8 月から工事はしないこと、水路工事も町の許可が必要であること、比衣の水利組合は安易に書類に捺印をせず、その前に総会を開催して組合員の同意を得なければ行動しないというお話をいたしました。

古城山の太陽光開発計画では、太陽光パネルを設置されるエリアは 90%以上が可児市兼山の範囲でありますことから、工事を進めるには山田地区、洞地区から進入しないとできません。

ここで、町長、建設部長にお尋ねをいたします。

1 つ目、現時点で太陽光発電開発計画の進捗状況はどうなっていますかということは、建設部長にお願いします。

2 つ目として、今後、御嵩町はこの計画にどのように対応されますかは町長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず、建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、町長が御答弁される前に、伏屋議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

私への御質問は、（仮称）岐阜県可児御嵩太陽光発電所についてと題され、現時点での（仮称）岐阜県可児御嵩太陽光発電所事業の進捗状況についての御質問です。

本件について、令和元年度までの経緯は伏屋議員が述べられたとおりであります。

令和2年度に入り、事業者より令和2年5月15日に御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例第8条第1項に基づく太陽光発電設備の設置に係る事前届出書が持ち込まれましたが、書類の不備により受付をいたしませんでした。

その後、可児市長より令和2年6月22日付にて事務連絡がございました。内容は、可児市市民参画と協働のまちづくり条例第30条第1項の規定による開発基準協議申請書が可児市へ提出されたことにより、本町の意見を提出するよう求めるものでありました。

これに対し、農林課と建設課にて事業者から提出された開発基準協議申請書を審査し、計画されている4つの調整池から先の排水経路や施設などについての資料が確認できないことから、これらを確認できる資料の追加を求めるほか、事業説明経過等報告書にあっては、建設反対の嘆願書が山田自治会及び洞自治会から提出されており、関係する自治会及び排水する水利組合との合意形成に努めるよう、可児市より指導されることを求め、本町からの意見書の提出は保留し、これらの回答があった後とする旨を令和2年7月14日付にて可児市長へ提出しています。

さらに、計画地は一部本町域も含まれることから、令和2年8月11日付にて御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例第8条第1項の規定による太陽光発電設備の設置に係る事前届出書が再度提出されましたが、書類の不備により受付をいたしておりません。

進捗状況といたしましては以上となります。

議長（高山由行君）

2点目の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

昨夜は、麒麟が来ずに台風10号が来たということで、大変な状況だったようでありますが、まずは被災された方、全ての方にお見舞いを申し上げます。まだゆっくりテレビも何も見ていませんので、どんな状況であったかということは把握はできておりませんが、スーパー台風ということで大変心配しているところであります。我々にできることはございませんけれど、少なくともいろんな経験をされた方々のその状況を見て、我々としては何を備えるのかということを考えていくことが必要だと強く感じております。

おいおいそうした情報が出てくると思いますので、しっかりと知った上で分析をしていき

いと思っております。

伏屋議員の質問にお答えをいたします。

今日の答弁については、コロナウイルスの関係もありますので、より傍聴者が多いのも御嵩だけの現象かなあとと思いますけれど、手短かに明確にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、伏屋議員の質問にお答えをいたします。

今後の御嵩町の対応についてということですが、今年の 12 月定例会での一般質問に私が答えたとおりであります。本町では、太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例を読み込んでいただければよく分かると思います。

太陽光発電については、一般住宅や工場の屋根への設置は推奨しておりますが、農地や山林での売電だけを目的とした設置には適正管理を求めています。適正ということは、適当で正しいということです。意味で言えば、ここでの適当ということは、いいかげんという意味ではなく、筋が通っているかどうかであります。そういう意味では、条例を読み間違えて、「推進」という言葉が頭についておりますので、御嵩町は太陽光パネル設置を推進していると勝手解釈をしている業者も多く見受けられますが、しっかりと読めば、いかにハードルが高いかということが分かってくるかと思えます。

この条例を設置しましたのは、高倉の太陽光発電では、設置までは地元の方々に丁寧に接し対応していたものが、設置後には聞く耳を持たぬ態度であったとの報告が当時ございました。私も大変心配しておりましたので、これは御嵩町独自で、いわゆる法治国家でありますので、法律より厳しいものはできないにしても、御嵩町のスタンスでの太陽光に対しての考え方を条例で表現しておかなきゃいけないと思ひまして、条例の制定のきっかけといたしました。

太陽光発電につきましては、個人・法人の中には残念ながら信頼関係が成立しない設置者も混在しております。伏屋議員や地元の方が心配されるのは当然のことだと思っております。

計画地の裾野には、民家、住宅が点在しております。この夜中の台風と同じように、豪雨災害と同じように、大変気に病んでおられることは十分理解しております。その場に住んでいる方々にしてみれば、例えば反射光の問題、そして、それによる熱の問題、暴風に対する耐性の問題、そして豪雨または水害による山林の崩落などが懸念されると思ひます。

大変多くのことが懸念されるわけですが、地方自治体、つまりは都道府県も地方自治体でありますけど、市区町村については太陽光発電について許可権は与えられていません。建設部長も答弁いたしましたとおり、御嵩町は行政として制度を駆使し、違う法律、違う分野のものも勉強しながら厳しく対応していく所存であります。

私は産廃問題を期に地方自治を問うてまいりました。小和沢の産業廃棄物処分場についても、

ほんの少しの綻びがあれば、議員としてそこをついていきました。多分、覚えていない方も、最初から気にしていない方もあるかもしれませんが、例えば用地を購入するときの目的が、先ほど伏屋議員がおっしゃいました学園都市構想、そして住宅団地構想、だから土地を売ったという人もあると思います。小和沢の場合は、資材置場で売ったという方もお見えになりました。書類上に用地の使用目的が資材置場と書いてあるじゃないかということで、この場で私もやってきた記憶があります。地方自治を問うていくと、どうしてもトップを替えなければ町は変わらないということで、その後、柳川町政を誕生させたということでもあります。そして、手伝わないかなのかなということから、自らも議員になりました。大変苦しいことばかりでつらかったんですが、その後、町長となり、私には、この小和沢の産廃問題を解決したという自負心があります。

こういう問題には、言うだけでは駄目で、非常に言う方は多いんですが、行動する人がいない。これが御嵩町の性質であります。伏屋議員はもう行動を取っておみえであります。地元の方だけではなく、町内全域に議員がおられるわけですから、今度は議会にも請願等とも出してもらうような、そんな働きかけをされる方がいいんじゃないかと思っております。そういう意味で、地元議員が地元の方々に対して非常に心を痛めておられるということについて、敬意を表すとともに、今後も頑張ってくださいと思います。以上であります。

[6番議員挙手]

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

建設部長、それから町長さん、答弁ありがとうございました。

ここで、本当に御嵩町としてこの問題は大変だと思います。可児市がほとんどの土地というか範囲内に入っておりますので、ただ、一番心配なのは、その裾野の山田地区、それから特に洞地区の住民、家屋がありますので、その辺、もう本当に町一丸となって反対をしていただくよう切にお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は10時30分とします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11 番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、本日は大きく2つ、2問について、一問一答で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目でございます。

リニア残土処分について。

リニア工事に伴い、美佐野地区のトンネルから発生する建設発生土について質問をいたします。

リニア工事については、これまで4回の一般質問をしております。岐阜県が募集するリニア残土の埋立事業に手を挙げた経緯、町民への情報提供の在り方、美佐野の町有地に群生する希少種の保護、土壌や河川の汚染の危険性などについて、町長と在歴の葛西、そして森島企画担当調整参事に御答弁をいただきました。その後、JR東海から執行部と議会に対して2回も説明会が行われました。それを受けて、昨年、第4回定例会一般質問では、JR東海からの町有地を取得し、そこに要対策土を搬入したいという提案について、町としてどう考えるのか、いつまでに決断されるのかを県の対応も含めて、町長と長屋企画担当調整参事に質問をいたしました。

ここで要対策土についてですけれども、傍聴の方もお見えになるので、一言述べさせていただきます。

要対策土といいますか対策土は、土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値の値を超える自然由来の重金属等を含む発生土であります。つまり、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素が含まれる土のことです。

そして、そのJR東海からの提案があったわけですが、その提案に対して町長は、決断をするのに最低1年はかかるというメッセージをJRに伝えてあると答えられています。JRからの説明をお聞きしてから1年が過ぎました。

先般、全員協議会でリニア中央新幹線建設発生土に係る対応状況について報告を受けました。現在の状況で、遮水シートによる封じ込めという提案があったわけですが、それによる対策には応じられない旨をJR担当者へ口頭で伝達したという説明でありました。そして、現在、JR東海において、新たな対策方法を検討中であるとの説明がありました。先ほども申しましたように、JRは町有地を取得し、要対策土を含む発生土の埋立てを行った後、将来にわたって

管理をしたいという意向を示しています。町有地に関して町長はどのようにお考えでしょうか。次の点についての御答弁をお願いいたします。

J R 東海からの提案によっては、町有地の売却を受け入れるお考えがあるのかということです。

それから2つ目が、現在はJ Rからの提案を待っている状況なのでしょうか。

3点目が、これまでの情報を町民に分かりやすく伝えるということについては、どうお考えでしょうかという点であります。

次に、企画調整担当参事にお伺いをいたします。

前の長屋企画担当調整参事は、県関係所管部局との情報共有を積極的に行っていきたいと答えられていますが、現在はどのような状況でしょうか。担当者レベルでの話し合いは、これまでに中井参事は何回ほど出られているのでしょうか。また、県のホームページでリニア中央新幹線工事情報を見ますと、御嵩町の美佐野工区では、工事契約の締結は報告されています。J R 東海からの2回目の説明の折に、発生土置場の環境保全措置の具体的な内容については、工事着手までに別途公表していく予定ですと言われておりますが、民有地である発生土置場については、先般の全員協議会の説明では、新たな提案を検討中であるとし、提案がない場合または地権者の賛同が得られなかった等の場合には、谷埋めによる対応となる可能性という説明でした。発生土については谷埋めとなる可能性が出てきたわけですが、量としては、以前の説明では40万立米ということでした。量は同じく40万立米でしょうか。

谷埋めが決定された後、環境保全計画が策定されると理解すればよいのでしょうか。

以上について、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初に、企画調整担当参事からの答弁をお願いします。

中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

おはようございます。

岡本議員からは、リニア残土処分について4つの御質問がございましたが、私のほうから、まず先に2点目から4点目の御質問についてお答えいたします。

まず、2点目の県との情報共有の現状について御答弁申し上げます。

令和2年4月以降の状況となりますが、現在までにJ R 東海の担当の方とは11回お会いしております。なお、この11回の中には、私が着任したことによる御挨拶やJ R 東海の人事異動に伴う挨拶のほか、中央新幹線事業または残土処分に係る一般的な説明など、極めて事務的

な内容でお会いした回数も含まれており、実質的な担当者レベルの話合いは5から6回程度実施してまいりました。この話合いの内容につきましては、できるだけ県との情報共有を図ってきたところでございます。今後につきましても、引き続き県関係部局との情報共有を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして3点目、民有地への発生土の量について御答弁申し上げます。

現在のところ、J R東海からは平場を造成した場合には約40万立米の搬入土量となる見込みであると聞いております。

なお、谷埋めにつきましては、現時点でJ R東海から町に対し正式に提案があったものではございません。したがって、谷埋めの場合の搬入土量につきましては、町として把握しておりません。

最後に、4点目の環境保全計画について御答弁申し上げます。

今後、仮にJ R東海が本町に一時保管場所及び処分場所といった発生土置場を計画する場合には、J R東海において環境保全計画を策定されるものと承知しております。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

先ほど産廃についてお話をさせていただきましたが、自負しているという中でも、三者協議で解決したということになった時点でも、町長は業者、県と密約をしているんじゃないかと随分言われましたけれど、何もございません。ここでお答えする内容についても同じであって、現状どうなのかをきちんと話す分が事実でありますので、その辺りについてはよろしくお願ひしたいと思います。

現状は、先ほど参事のほうから申し上げたとおり、またJ R東海から提案があったとおりでほとんど変化はございません。事務方については報告どおりであります。この1年の私の印象に残る報告はたった一つ、行きましたら、遮水シートを見せられたと。独り言のようにして、何を考えているんでしょうねというのが事務方の報告でありました。

私がJ Rの関係者にお会いしたのは、昨年8月30日、これも議会も一緒に会っていただいたときであります。これは、事前に要対策土を御嵩町で処分したいと、事前に町長に話したいということ言ってきましたので、私の返事はノーでした。議会と一緒に聞くということで、その場を設けたということでもあります。その後、11月1日、同じように議会の皆さんとお会いしました。そして、その後、11月5日、知事、東濃5市の市長、そして可児市長、私と。相手はJ R側の役員であります。毎年やっているセレモニーのやるものですので、突っ

込んだ話はほとんど出てこないというのが現状であります。それのみであり、一切、私は協議はしておりません。

岡本議員は、J R 東海の発生土の説明の際、私が皆さんの前で発言した言葉は記憶にあると思います。

御嵩町では、遮水シートではこういうものは止まらないと、また破損した場合に駄目じゃないかと、本を読んだり、御嵩町の歴史についてよく調べてくれということをその場で言ったはずであります。ということは、それ以外の提案があれば、考えるに値してくるわけでありませうけれど、現段階では、新聞ではあの頃実行するんだ、その前に私はそれを言っていたと思いますが、1つ具体的な提案がありましたので、それはノーともう返事はしてありますので、今は何ら提案はございませんので、残念ながら考えることも必要ないと思っております。

この土地の処分であります、御嵩町の条例では、いわゆる契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、これは議会の議決に付すべき財産の取得または処分というところがありますが、地方自治法第96条第1項8号の規定によって抜粋して読みますと、予定価格が700万円以上、この不動産の借入れもしくは売払い、そして土地については1件5,000平方メートル以上のものに限ると。これは、それ以上のものについては議会の議決を得なさいということになっております。行政だけの責任ではなく、議会にも提案し、議会に認められないとこの土地については処分等々はできないということであります。したがって、現段階では悩むには値した状態ではないと思っております。最低1年と言いましたのは、有効な、こちらも考えなきやいけないんだと思うような提案がされて、1年ぐらい必要だとずうっと言ってきたはずで、一旦それはノーだと言ったわけですので、新たな何らかの提案がなければ、私のほうでは何も考える必要はないと現段階では思っているところでありませう。

最後になりますけれど、どういふお伝えの仕方をするかということでありませう、どんな案であっても、このコロナについても何でもそうでありませうけれど、行政がどうやって分かりやすく町民の方々にお伝えできるのかということは何れも永遠のテーマで、いつも苦慮してあります。議会の皆さんもなかなか議会活動について町民の方々に知っていただくという機会は少ないと思ひますが、何らかの変化があればお伝えしなければいけないというふうには、現段階では思ひてありますけれど、何の変化もないということは、もう町民の皆さんが御存じの提案があったということだけでありませうので、人を集めることがいいのか悪いのかも、このコロナ禍の中で考えつつ模索したいと思ひてあります。

最後に1つ付け加えておきますけれど、J R と建設業者との契約はできたということが、私は新聞でそれも知っただけでありませうして、皆さんと同じような知識しかございませんけれど、私どもには何ら報告があるわけではございませんので、知りませう。新聞報道だけでありませう。

どのような契約なのか、私はこういう契約についてはある程度知っているつもりでありますけれど、土の処理も何も決まっていなにもかかわらず契約はできるということは、どんな契約なんだろう、不思議に思っていますけれど、御嵩町では把握はしておりませんので、その点も御理解いただきたいと思います。

事務所を建てるとか建てないとかという話まで行っているみたいですが、本当に今準備して大丈夫なのというふうに思う程度で、具体的なものは何も見えておりませんので、非常に不思議な状態というのが一番適切かなというふうに思っております。

以上で私の答弁を終わります。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

非常に紳士的な御答弁をいただきましてありがとうございます。

1 つ目に、まず中井参事さんの御答弁の中で 11 回出ている、実質的には五、六回ということですが、かなり J R との実質的な話合いに出ておられるようですので、これは質問には書いてなかったのですが、お願いなんですけれども、次月の方たちが非常に今、自治会として苦慮されているので、ぜひお力になっていただきたいということを、これはすみません、お願いであります。再質問ではありません。

それから、町長にもう一回確認ですけれども、昨年的一般質問のときに、J R から提案があつて、それに対して 1 年はかかるよというふうに御答弁されてましたね。私が思っていたのは、J R からボールを投げられたので、今度町長が 1 年以内に何か答えを出されるのかなというふうに思っていたんですが、そうじゃ……、今のお話を聞いていますと、J R からの再度提案を待っていたと。それに対してこの間の提案ですと、遮水シートだったので、その遮水シートには応じられないということで、今、またボールは J R にあつて、御嵩町は待ちの状態であるというふうに考えればいいのかという点が町長に 1 点と、それから、とにかく今は何も考えていないというふうにおっしゃってましたので、前の去年の説明のときに、もし御嵩町が町有地への売却とか要対策土、発生土の埋立てを断った場合は、J R のほうがどこかに仮置場を造らないといけないということを説明されていましたが、そうしますと今の段階では、まだ仮置場にできそうな町有地があるのかないのかも分からないのですが、そこまでの考えはまだないというふうに理解すればいいのか、そこをお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

なぜ議会と一緒にしてくれと言ったかという理由になるわけですが、私自身は、瑞浪にしても、中津川にしても、恵那にしてもそうですけれど、出た土に対しての要対策土が出た場合には、取りあえず仮置きをするということで協議を進めているというふうに聞いております。議会と一緒にお話を聞かせていただいたときには、御嵩町は最終処分という言い方をしたので、私は遮水シートについては、もう既に御嵩町では二十何年か前に否定していると、議員の皆様の前でも言ったはずです。しっかりと勉強をして、その後来てくれと。まだ勉強してないみたいですので、新たな提案は何もありませんから考える必要がない。

それともう一つは、なぜ御嵩町だけが最終処分なのかということです。その疑問を晴らしていただかないと、私としては土地を売りましょうということとは言えないと。実は、JRのほうから事務方のほうに面積、いわゆる測量をさせてほしいと、目的としている場所の測量ですが、一切入ってもらっては困るということにしてありますので、新たな提案が出て、ちょっとこちらも考えなきゃなと思うようなものが出てくれば、そうしたことには応じて、皆さんには当然報告をしていくということになると思います。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

非常に明快な御答弁で、新たな提案がなければ御嵩町は動かない。そして町長が御嵩町を最終処分場にするということについては、その疑問を晴らしてもらわないといけないということをおっしゃられたので、次のJRの出方といいますか、私たちもしっかり注意していきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

外国とつながりのある児童・生徒への支援について。

令和2年6月27日にEテレのETV特集で、「すべての子どもに学ぶ場を～ある中学校と外国人生徒の歳月～」という番組を見ました。

可児市に住む日本語が理解できない外国籍の子供に視点を置き、どのようにして日本語や文化を学んでいるのかを可児市の取組や多文化共生センターフレビアの活動を織り交ぜて紹介していました。それを見て、我が町でも買物や通勤途中の外国の方をよく見かけるようになりましたが、何かお困りのことはないだろうかと思ったのが今回の質問のきっかけであります。

そして、こういったことを思ったのでいろんなところへ、子育て中のお母さんがいそうな場だとかいろんなところへ行って、いろいろお声をお聞きしているうちに、当町においても、外国籍の方の問題というのは看過できないことがいろいろあるんだなということが分かってきましたので、今回質問いたします。

令和2年6月30日現在の集計では、町内に635人、470世帯、21か国に及ぶ外国の方が居住されています。人数が多い順にベトナム、ブラジル、フィリピン、韓国、中国、タイとなっています。町内に家を建て、御嵩町に永住される外国の方もいらっしゃる聞いております。現に私の家の近くでも家を建てていらっしゃいます。

また、令和2年6月1日現在の外国籍児童・生徒数は、町内全児童・生徒数1,348名のうち33名、2.45%です。平成31年4月に改正入管法が施行され、今後ますます外国人児童・生徒が増加することが考えられます。御嵩町においても、受入体制や共生社会の実現に向けた取組が重要であると考えます。

今回の質問に当たり、保育園、子育て支援センター、小学校でヒアリングを行ってまいりました。これまで外国の方から何かに困っているという声をお聞きしたことはなかったので、それぞれの現場で抱えている課題にとっても驚きました。

保育の現場では、日本語の通じない保護者とのコミュニケーションに苦慮していました。園長会でも話題になるそうです。文書配付も日本語版しかないので、身ぶり手ぶりで伝えたり、ポケトークを活用するなどしてコミュニケーションを図っているとお聞きしました。

小・中学校においては、33人のうち21人が日本語指導が必要とされています。学習の場である学校で日本語が理解できないと学習にも遅れやつまずきが出てきます。言葉が理解できないことが原因で不登校になったり、友達ができなかつたりと社会になじめないことになるのは、本人とってもとてもつらいことです。学校ごとに県費の日本語指導の先生が定期的に入ってきているそうですが、週1回や隔週1回のペースでは十分と言えないとおっしゃっています。

また、昨年までは可児市多文化共生センターフレビアの教室に通うことができましたが、予算の関係から、今年からはできなくなったというふうにお聞きをしております。近隣の市町の状況は、可児市ではNPO法人可児市国際交流協会が指定管理者となり、可児市多文化共生センターフレビアの運営を行い、様々な活動を展開しています。そこには御嵩町の子供さんも通っているとお聞きしています。また、多治見市では、御嵩町より少ない30人ほどの外国籍のお子さんだというふう聞いていますけれども、フレビアが指定管理となり、500万円で委託し、コーディネーター1人を置き、全部の学級を回り、支援が必要な児童・生徒には支援を配置するなど、3か年かけてシステムを構築、今年度から市単独で670万円もの予算をつけて

職員1人と支援員5人体制で取り組んでおり、とても効果を上げているとの話を伺いました。

そこで質問です。

1つ目ですが、小・中学校において支援が必要な外国籍の児童・生徒さんに対して、今後増えていくことも考えられますが、さらなる支援についてどうお考えでしょうか。

2つ目、外国籍の児童・生徒の支援には広域連携も必要だと考えます。可児市にはNPO法人可児市国際交流協会があるので、今後そういったところとの連携についてはどう考えていきますか。特に、就学ガイダンスや進路相談など、必要ではないでしょうか。

3番目、現場では緊急メールの発信に苦慮しているとの声もお聞きしました。児童・生徒への警報発令などの緊急メールの定型文がポルトガル語、フィリピン語などで準備できないでしょうか。

以上、3点について質問をいたします。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、岡本議員の御質問、外国とつながりのある児童・生徒への支援についてお答えをいたします。

初めに、御嵩町の第五次総合計画「つながる・あふれる・輝くまち」から御紹介させていただきます。

ここでは、まちづくりの理念を参加のまちづくりから共同のまちづくりへとたっており、計画を推進するための取組として多文化共生の推進を掲げ、外国人と共生して暮らすことができる地域社会を形成しますとしています。さらに、方針別基本計画では、町民一人一人が家庭や学校、職場、地域社会のあらゆる場面で人権を尊重して行動し、性別や出身地、国、文化的背景などの差別をなくし、みんなが共生する明るい、住みやすい社会を築きますと記されています。このように、外国人支援は御嵩町として今後将来的に取り組むべき重点的な課題として掲げられています。

さて、御質問の第1点目は、今後増加するかもしれない外国籍の小・中学校児童・生徒さんへのさらなる支援についての考えはどうかであります。

まず学校の状況ですが、町内では令和2年8月1日現在、上之郷を除く小・中4校に外国籍児童・生徒が合わせて33人、うち日本語指導が必要な者が21人います。参考ですが、約2年前の平成30年では、外国籍25人のうち日本語要指導が9人ですから、徐々に増加している状況です。

現在の御嵩町の小・中学校で行っている支援は3点ございます。

第1に、岐阜県から派遣される外国人児童生徒適応指導員派遣訪問で、ポルトガル語とタガログ語が堪能な各1名の指導員、計2名が半日単位、3時間で各校を個別に訪問し、日本語指導に当たっています。これは1校につき週1回程度となります。第2に、県による任用として、外国人対応日本語指導や適応支援の非常勤講師を各校の状況に応じて配置をいたしております。そして、第3としては、町の任用による補助教員の配置です。子供たちの学習指導の補助として、外国人児童・生徒が在学する4校で計13人を個別的に授業参加させております。

また、平成31年1月に町執行部当局と教育委員が介する御嵩町総合教育会議の中で、外国人児童・生徒への支援についての協議がなされています。そこでは、各校に分散した形式でなく、複数校の子供たちを集めた効率的な日本語指導も一つの方策であることや、一般的な外国人支援については、教育行政だけの問題ではなく、自治体や企業を含めて外国人が移住や定住を考える場合に御嵩町が選択されるべき地域であるべきではとの意見も出されました。

近隣の自治体の例として、可児市では日本語指導が必要な児童・生徒が約400人と当町の約20倍の子供が小・中計16校に在学しているようですが、学校に籍を置く前に各国の通訳サポーターを配置しました支援施設、ばら教室で一定期間の間に日本語指導をした後、各学校の一部に国際教室なる外国籍児童・生徒の専属学級を整備して指導、その後に普通学級へ在籍させるスリーステップの手法を県の補助制度も活用しながら、年間4,892万円の事業費をかけて行っているとのことでした。

当町においても、今後の外国人児童の増加状況の予測に併せて、費用対効果を考慮して日本語指導の在り方を考えていきたいと思っております。

ただし、日本語習得の上達ぶりを聞くとところによりますと、外国人の子供同士での集団学校生活では母国語を使用してしまうため、通常学級の中のほうが日本語の上達は早いとも伺っており、いわゆるサバイバル日本語指導のほうが効果は上がるとの声も聞く状況でございます。

また、外国人支援の先進地の自治体では、幼児期より児童として就学から就労までを支援しておられますが、成人期に入ってから就労時には、地域から転出者が大部分を占めているとのことで、考慮すべき課題であるとも聞いております。

さて、御質問の2点目、広域連携についての考えはについてでございます。

実は、先日、可児市国際交流協会、多文化共生センターフレビアの事務局長からお誘いがあり、子育てサロンとして日本語での意思疎通が困難な保護者を対象とした就学ガイダンスを当町においても実施しないかとの協議がありました。現在、年長児で、来年度に小学校入学を予定している外国人の子供の親さんに日本における入学説明や学校用品の準備を就学時健診とは別に行うというものです。今年度は他団体からの財源補助もあり、御嵩町での対象者は僅かで

すが、特別に当町において実施を打診されていただきましたので、喜んで協力を受け入れていく予定です。

当町においては、これまで外国人児童・生徒の就学時健診や教育相談は必要に応じて通訳の委託等をして、その都度個別に行ってまいりましたが、今後、広域的に連携、支援していただければ大変ありがたい話であり、今後も先進地に学びながら、他の機関や部署とも協議を行い、連携を模索して考えていきたいと考えております。

第3の御質問は、定型メール文の作成についてでございます。

現在、緊急通知メール、警報時での自宅待機や警報解除による登校開始、休校通知や引渡下校など、全8パターンでのポルトガル語、タガログ語の定型文を翻訳して、各学校へ通知準備を行っているところでございます。今後は、御嵩町内での各校での対象者のニーズに応じて発信に向けたスタンバイを準備して進めてまいります。

最後に、今年7月に文部科学省から外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針が出されました。そこでは、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り開くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要であると示されております。ただし、行政における外国人への支援対応につきましては、教育分野だけではなく、防災や環境、福祉、医療など、多種多様な側面がありますので、今後は教育委員会のみならず横断的な連携の下、多方面からの方策を検討してまいりたいと思います。

以上で、岡本議員の御質問、外国人とのつながりのある児童・生徒への支援についての答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

岡本さんにお願ひがあります。申合せの30分が過ぎましたので、もしあれば再質問、簡潔明瞭にお願ひします。

11番（岡本隆子君）

再質問はありません。

山田参事のほうから御答弁いただきまして、早速、可児市の多文化共生センターフレビアと就学ガイダンスをやっていただけということで、教育委員会が主催、フレビアと共催ですかね、ということをお聞きしましたので、本当にありがたいなと思ひまして、来年度も小学校に上がる子がおりますし、その次も小学校に上がる子がいますので、これはぜひ御嵩町でも、そ

ういう体制をお願いしたいと思います。就学時健診のときに通訳の方が来られてやってくださっているそうなのですが、それだけでは入学の準備等をそこだけではなかなか質問ができて、十分に理解できないという声も実際聞きましたので、ぜひにそういう機会を持っていただけるとありがたいです。

そして、広域連携も模索していくということですので、ぜひによろしくをお願いします。

それから、緊急メールのほうも、早速8パターン通知の準備をしてくださっているということとありがとうございます。ぜひによろしくをお願いします。

今回は参事にお聞きしましたが、次にまた教育長にもお伺いしたいと思いますので、今日はありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（高山由行君）

ありがとうございます。

これで11番 岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、今回は大項目1点についてお伺いします。

姉妹都市、友好都市の提携は、町の地域資源を生かしたまちづくり、産業の発展、観光交流人口の増加に有益と考えます。

今年はいまだかつてない長梅雨で、7月には集中豪雨により日本の至るところで甚大な被害が出ました。梅雨明け後は、連日35度を超える猛暑にと類を見ない異常気象に見舞われています。また、今後の大型台風や、いつ起こるともしれない南海トラフ巨大地震にも備えが必要になってきます。東日本大震災において、災害時に役所が機能しない場合に自治体間の物的、人的支援が重要かつ必要不可欠となったことから、それを教訓に姉妹都市や友好都市との間で自治体間の災害時相互応援協定が締結されるようになりました。

姉妹都市とは、親善と文化交流を目的として、特別に提携した2国間の都市のことで、友好都市も同様で、両者の違いに明確な基準はありません。日本では、1955年に長崎市がアメリカ合衆国のミネソタ州セントポール市と姉妹都市提携を行ったのが最初とされています。

一般社団法人自治体国際化協会によると、令和2年8月1日現在、日本全国の姉妹提携都市件数は1,765件で、岐阜県は県が1都市とそのほか22の市町村が34の都市と提携しています。姉妹都市の提携をすると、文化交流や交換留学などグローバル化は進みますが、多額な経費、

予算もかかることを想定しないとはいけません。しかし、今は情報化の時代です。わざわざ都市間を行き来することのみではなく、金をかけずともオンラインにより交流ができ、姉妹都市ということで互いの信頼関係が築かれ、相手方を外国にいる友人と捉えれば親しく交流ができ、いざというときに頼りにできるのです。

姉妹都市は、その自治体に文化や教育、行政、さらに経済の効果をもたらします。さらに、災害等の非常時にも有益な効果が得られます。例えば、阪神・淡路大震災で神戸市が被害を受けたときに、姉妹都市からは、交流があるおかげで連絡が密に取れ、より必要な物資が届けられたということです。これが、いざというときの友人であり、真の友人にほかなりません。

私の記憶にあるのは、東日本大震災が起きた直後、町長と意見交換をしたとき、災害等の姉妹都市を結ぶなら南海トラフ巨大地震を想定して、太平洋側の都市ではなく、日本海側の都市がよいと言われたことがあります。私もかねてより、姉妹都市の有益性には関心があり、そのこともあったかもしれませんが、岐阜県は海なし県でもあるので、魚がおいしいまちがいい。例えば、八百津町の産業祭に愛知県南知多町が出店交流しているように経済交流もできるとよいという考えから、東海北陸自動車道一直線で結ばれている富山県の市、あの寒ブリがおいしい氷見市に白羽の矢を立て、私がまちづくり課にいたときでしたが、商工会、観光協会の役員数人とまちづくり課の職員で、姉妹都市に発展したらとの思いで氷見市観光協会、氷見商工会議所と交流をした記憶があります。その後、私も異動になり、さらなる進展につながらなかったのは残念な気がしてなりません。

近隣では、美濃加茂市がオーストラリアのダボ市と姉妹都市を、坂祝町がイタリアのマラネロ市と友好都市を、可児市が岡山県津山市と歴史友好都市としてつながりを持ち、八百津町が愛知県南知多町と友好都市を結んでいます。八百津町はその後、平成 25 年に南知多町と災害時相互応援協定を結んでいます。

国際社会の中で、情報は瞬時に世界を駆け巡ります。御嵩町もインバウンド、外国人旅行者が増加しています。世界の中に目をやれば、紛争や混乱が絶えない不安定な国々がまだあります。国々との外交ルートではなく、姉妹都市というスタンダードなチャンネルにより、身近な国際交流のかけ橋で町民に世界に目を向けることのグローバルゼーションや、大きな視点で捉えるならば世界平和という観点にもつなげられると思います。海外に限らず、国内での姉妹都市、友好都市を結ぶことの町の考えをお聞かせください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

奥村議員の質問にお答えをいたします。

前段の事務方の話がないので、今気がつきました。私だけが答弁するということであります。

姉妹都市、友好都市をどう考えるかということの質問であります。もともと奥村議員もそれを担当されたと、私の意を酌んで動いてくれたということもありますので、話も分かりやすいと思います。

私自身は、姉妹都市や友好都市については前向きな立場であると、今でも思っております。実は、こうした友好都市や姉妹都市を締結する、握手をするというのは、もう一世代前の時代からの残された遺産のようなものだと私は思っています。私が30代、せめて40代頃に盛んに全国で、全世界で行われていたと記憶しております。そういう意味ではうってつけの人材として私の前の町長、柳川町長さんですが、私はその後議員になりましたので、再三姉妹都市や友好都市について、いわゆるパートナーを持ったらどうだろうかということは申し上げました。当時、御嵩にも来ていただきましたけれど、例えば高知県知事は橋本大二郎さんで、彼はNHKの柳川さんの後輩でもあると、御嵩にも来ていただいたこともありますので、知事を通して、いわゆる自治体を紹介してもらったらどうだろうかという、かなり具体的な提案も私はしましたけれど、動いていただけなかったということで大変残念な思いをしました。

また、柳川さんは世界情勢にも非常に詳しい方でしたので、どんな国のどんな都市が面白いのかとか、安全なのかということもよく御存じでしたので、そういうところも経験を生かしてアプローチしたらどうだろうかということで、これもずうっと提案をしてきましたけれど、残念ながら何一つ動きすらされなかったんじゃないのかなというふうに思っています。そのブームが去ってから、その時点でやればかなり可能性もあったんじゃないのかなということを思っております。

奥村議員が氷見市のほうに現役時代、出張してくれたのは鮮明に覚えております。氷見市については、私は具体的には選択したわけではなく、多分、奥村議員が課長として選択されたということだったと記憶をしております。先ほどおっしゃったように、海なし町ですので、海に面しているところであるとか、災害時を考えると、せめて二、三時間で行き来できるようなところが望ましいんじゃないか。そして、先ほども言われた南海トラフ関連でいけば、太平洋側より日本海側のほうがいいんじゃないかということをお願いしつつ、それが氷見市ということになったんだろうというふうに記憶しております。

ただ、町の規模とかいろいろ名産とかいろんなものを、氷見といえば多分ここにいる全員が知っておみえになると思いますけれど、御嵩はそこまでは知られていないというのが現状でしょうから、ちょっと無理じゃないのかなということは思っておりました。結果、残念ながら、氷見市にとってもどんなメリットがあるのかということをお願いしたとかの報告を実は受けた記憶がございます。ただ、それ以降も商工会はお付き合いをしばらくの間されていたということ

で、ただ結局は、一方的に氷見市から魚を仕入れて御嵩で売るという形だけのお付き合いになってしまって、関係が熟成はしなかったと。そのうちに前向きな姿勢がなくなって、仕入れをしなくなったという結果を招いたと記憶もしております。

海外の友好都市提携については、あまり古い話ではありませんが、四、五年前だったと思いますけれど、外務省にも友好都市提携の意思表示をしております。その際に、即1件打診がございました。中東地区近くで、数十万人規模の大きな都市でしたので、これは紹介していただいても非常に戸惑うばかりだということでありました。先方は、相手が小規模の都市であっても大丈夫だと、日本との友好都市を提携したいということをおっしゃっているということでありましたけれど、まず行き方が分からない、言語も分からない、地図を出してどこなのかも分からないというところで、非常にそこが安全なところかどうか分からないということで、かなり腰が引けてしまって、辞退をさせていただいたということもございます。

その際、外務省のお話を聞きますと、担当者が教えてくれましたけれど、全ての点において安心できる相手、自治体は、ほとんど日本の自治体と提携済みであると。あまり開発途上国の町と提携をすると、行くたびに現金を持っていかなきゃいけないというようなこともあって、非常に難しいということを感じさせられました。

非常に難易度が高いということが初めて分かりましたので、諦めたわけではございませんけれど、これからも模索はしていきますけれど、どのような方法がいいのかは考えていきたいと思います。

話、質問の中に出てきました南知多町でもそうですが、これは名鉄のお互い終点駅ということでアプローチしましたが、これもあまりメリットが感じられない。うちも八百津町と隣ですので、なかなかそれについても理解は得られなかったということでもあります。

私自身、なぜ停滞するのか、うまくいかないのかを一度立場を変えて考えてみました。考えてみれば、例えば相手方からそうしたアプローチがあった場合に、我々は必ずそのまちがどんなまちであるかということ調べるはずであります。相手側の自治体のいわゆる目指すところもある程度知った上でお会いするということになります。ちょっと被害妄想で詮ない話になりますが、災害のいわゆる互助という考え方をしますと、想定した上で御嵩町の垂炭鉱廃坑の存在は非常に大きなネックになるんじゃないのかということを思います。私がもしほかで、例えば原発のあるまちと提携しようと言ったら、多分皆さんは首をかしげられるであろうと。半径2時間から3時間という線を引くと、日本海側ですとそのまま原発のまちに行き当たるということでもありますので、大変選択は難しいですし、多分そのまちと提携しようじゃないですかと言えましょううまくいかもしれませんけれど、リスクが非常に大きいということでもあります。

現在は、私はちょっと考え方を改めて、組織と組織、自治体と自治体ということになるんですが、これも大切にしなければいけないですが、職務で知り合うことになった方には、役職での個としての付き合いを大切にしようと思っております。必ずその際に私がお願いしているのは、もし南海トラフ巨大地震が発生したなら、海岸部に目が行く、意識が行くのは当然のことですけれども、次に思い浮かべていただくのが御嵩町であってほしいと。これは国の官僚とかいろんなところでお知り合いになる方もありますので、そういうお願いの仕方しております。御嵩はどうなったんだと、御嵩は大丈夫かということをおの方がまず個人でも思い立っていただければ連絡ぐらいはくれるんじゃないのかなということは思っています。そうであれば何らかのお願いをする、そういう場面も出てくるのではないかとということで、人間関係というものを大切にしていかなきゃいけないと思っております。

奥村議員の質問、大変今タイムリーではありますけれども、難しいテーマでありましたので、その辺りをまたお互いに考えながら、前向きに取り組んでいきたいというのはいつでもそのつもりでありますので、よろしくお願ひしまして、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

町長と意見交換をして七、八年たちますが、私もずうっと思っていてまして、今聞きましてちょっと前向きに考えておるといことで少し安心をいたしました。

今、願興寺の本堂で平成、令和の大改修がされておりますが、本当にそれが完成すれば、ほかに誇れるようなお寺となりますし、みたけ華ずしってありますね。みたけ華ずしについては、町長もコルマールヘトップセールスされてますが、それと歴史ある中山道も他に誇れるような地域資源でありますけれども、姉妹都市以外に、ちょっと離れますが、何か町長としてほかへアプローチするような何かありましたらお聞かせください。アプローチするなら。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今、具体的には考えておりませんが、内閣府には、今職員を派遣しておりますので、九州の熊本県小国町は、やはりいち早く内閣府のほうから食料が届いたと。パレット2つぐらいでしたので、大量でしたけれど、そういうものは内閣府から届いたと。小国町も環境モデル都市ですので、そういう意味では非常に心配をしてくれるというのは事実でありますので、そう

した付き合いを取りあえず大切にしていきたいというふうに思っております。

具体的に自治体の名前が出れば、非常にターゲットを絞って一生懸命やっていくわけでありますがけれど、今のところ具体的な名前は出てきておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

姉妹都市は、都市と都市の見合い結婚のようなものと私思っています、やっぱりそこに仲人が入って、上手に取り持つことがうまくいくかなあというふうに思いますが、都市と都市の関係でありますので、先ほど町長が言われました人間関係ということですが、やっぱり人のつながりが大事かなというふうに思っています、それがうまくいく糸口になるかなあというふうに思います。

先ほど町長も元高知県知事の橋本大二郎さんの話が出ましたが、古田知事は海外戦略に力を入れて、何度も海外でトップセールスをやっておられますし、知事と海外も行っておられますが、町長と知事は大変親しい仲と伺っておりますので、ぜひ知事に仲人になっていただいで進めていただけたらありがたいなというふうに思います。以上で終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、本日最後の質問者、5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

本日、最後ということですが、まだ30分自由にありますので、私の質問は短いんですけど、答弁者の方は十分時間を使っていただいて結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は、岐阜県との人事交流の下に、本年4月から御嵩町に赴任された中井雄一郎参事に御嵩町が抱える重要施策、課題等の取組についてお伺ひしたいと思います。また、我々では見えない、町の外から見た方の御嵩町に対する思いと、そういったものもお答えいただければ幸いです。

中井企画調整担当参事は、地方創生事業、亜炭鉱廃坑対策事業、先ほど質問にもありましたが、JRリニア新幹線建設事業、行政改革推進事業、総合計画推進事業など、多岐にわたる御嵩町の重要施策に調整役として携わっていただいております。

また、先般の全員協議会において、小和沢地区の将来的な活用について、県も当事者の一員として関わりを持っていただけるというようなお話をいただき、大変心強く思いました。中井

参事におかれましては、これからもますます御活躍されることを一議員として大いに期待させていただきます。

御嵩町に赴任され、はや5か月が経過しました。かつて産廃問題に揺れ、現在は莫大な国家予算が投入され、岐阜県の後ろ盾なくしてかなわない亜炭鉱廃坑対策事業、願興寺本堂改修事業といった大型プロジェクトが進められています。さらには、新庁舎建設事業という大事業が控えている御嵩町をどのように思われたのでしょうか。

また、令和元年度決算における実質公債費比率 6.8%、地方債が 53 億円、うち臨時財政対策債が 135 億円となっています。さらには、近年減少傾向に移りつつありますが、下水道企業債に至っては約 46 億円にも上っております。財政力指数は 0.65、県下 14 位です。これは、自主財源比率が7割に満たない、決して裕福ではないとされるこの小さな自治体を中井参事自身どのように捉えておられるのでしょうか。

御嵩町には亜炭鉱廃坑対策、願興寺本堂改修、新庁舎建設、小和沢地区の活用構想など、岐阜県のお力をお借りしなければ到底なし得ない重要事業、施策を抱えております。これらの実現に向け、どのような形で中井参事自身取り組んでいただけるのか、この場でお話いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

それでは、安藤議員の一般質問について御答弁申し上げます。

この4月に御嵩町に着任いたしまして、もう5か月がたったのかというのが正直な感想であります。

コロナ禍にあって、平常時とは違った雰囲気の中での着任でございましたし、よってりゃあ、みたけ等の予定されていたイベントもほぼ中止となるなど、御嵩町を知る機会、楽しむ機会が例年と比べほとんどない状況について率直に寂しいと申しますか、残念な気持ちでいっぱいでございます。新型コロナウイルス感染拡大が一日も早く終息し、まずは町の職員の方々はもとより、町民の方々と一緒にエコビアガーデンで盛り上がりたい、御嵩町のいろんな話を聞きたいというふうに思っているところでございます。

4月に入りまして、議員御案内のとおり、主に町総合計画推進事業、行政改革推進事業、地方創生事業はもとより、リニア中央新幹線事業や亜炭鉱跡防災対策事業に携わっているところでございます。また、今後におきましては、新たに小和沢地区の活用構想について、県と協働し取り組むこととしております。広域的自治体である県と基礎的自治体である町とは、そもそ

も財政規模や職員数等において大きな違いがあるところでございます。5か月間という短い期間ではありますが、御嵩町役場に対する私個人の印象となりますが、町の限られた財源や職員数の中で、議員御案内の亜炭鉱跡防災対策事業をはじめ、新庁舎等整備事業などの大型プロジェクトに対し、大きな組織にありがちな縦割りではなく、部署間、職員間で密に連携しつつ、無駄なく、かつ着実に事業推進が図られているというふうに感じているところでございます。

今後、町におきましては、先ほど申し上げましたが、リニア中央新幹線事業や亜炭鉱跡防災対策事業、小和沢地区の活用構想に向けた取組のほか、新庁舎等整備事業といった主要事業が控えているところでございます。どれを取ってみても、長い期間にわたって一つ一つ解決しながら進めていく事業であるとともに、県をはじめ様々な関係機関や多くの関係者の方々との調整が必要となるなど、難易度が高い事業でございます。攻めの姿勢という用語弊があるかもしれませんが、とにかくやる、少しでも前に進めるという決意、思いの下、限られた在任期間ではございますが、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

どうもありがとうございました。

5か月ということで、御嵩町のエコビアガーデンとか、そういった催しもほとんどなくて、なかなか中井参事と私自身もお話しする機会もほとんどなかったということで非常に残念です。そんな中で、これからもやはり我々御嵩町の町民じゃなくて、中井参事は一応町の職員として在籍されるわけですが、外部から見た御嵩町というものを冷静な判断の下にまた導いていただければ幸いに思います。

本来なら、中井参事には令和2年6月の定例会において、このような場を設けさせていただくのが本意だと思いましたが、この9月の定例会になってしまいましたことをこの場をお借りしましておわび申し上げたいと思います。中井参事におかれましては、これからますます御嵩町の将来のために御尽力いただくとともに、岐阜県との希望のかけ橋として、さらなるお力添えをいただけますよう改めてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日 9 月 8 日火曜日の午前 9 時より開会します。

これにて散会します。御苦労さまでございました。

午前 11 時 41 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子

